

●みんなで認知症サポーターになりませんか

認知症サポーターは、認知症を理解し、認知症の人と家族を温かく見守る応援者のことです。何か特別なことをする必要はありません。認知症サポーター養成講座は、小学校高学年から受けられます。オレンジリングがサポーターの印です。

→出前講座の申込みは市役所高齢介護課



オレンジリング

●家族や地域とのつながりを大切にしましょう

いざというとき支援してくれる人はいますか？隣近所に顔見知りの人はいますか？地域で自分らしく暮らし続けるには、家族との関係や近所との付き合い、地域とのつながりがとても大切です。自治会やPTAなどの活動にも積極的に参加しましょう。まずは挨拶や声かけからはじめてみませんか。

●早期発見、保護に協力してください

認知症などにより外出して帰り道がわからなくなってしまった方の情報をお知らせするのが三条市メール配信サービスです。→登録は携帯電話やパソコンから



●将来に備えてあらかじめ任意後見人を選ん でおくことができます

成年後見制度（任意後見制度）は、今は問題がなくても、将来の判断力の低下に備えて、自分の生活、療養看護、お金の管理など支援してもらう内容について、あらかじめ自分が選んだ任意後見人と契約しておく制度です。

→相談は（公社）成年後見センター・リーガルサポート（電話 025-228-1727）、地域包括支援センター

→公正証書の作成は公証役場（電話 32-3026）

今、知っておきたいこと

いざというときのために制度や相談窓口を知っておきましょう。認知症かもしれないと思ったら、まずは相談・受診することが大切です。そして、気兼ねなく医療、介護、生活支援のサービスを利用しましょう。困ったときはお互いさまです。「認知症になったて」と言って、周りの力を借りることも大切です。

●お金の管理や手続きがおぼつかなくなったとき

◆日常生活自立支援事業

認知症などによって、年金の受取りや医療費の支払い、福祉サービスの利用の手続き、通帳や印鑑の預かりなど、自分一人の判断で行うのに不安のある方を三条市社会福祉協議会で援助します。

◆成年後見制度（法定後見制度）

認知症や知的障がいなどの理由で判断力が不十分な方に対して、財産の管理や介護や施設入所契約、医療契約などについて、本人または配偶者・四親等内の親族などの申立てによって適任と認める人を本人の支援者に選任します。

◆成年後見制度利用支援事業

認知症などにより判断力が十分でなく、親族による申立てが不可能な方に対して、市長による申立てや申立費用の助成、成年後見人等への報酬の助成を行います。

→相談は地域包括支援センター

●介護の負担を軽くしたいとき

介護の認定を受けると介護保険サービスが受けられます。詳しくは「介護サービス利用ガイドブック」（市役所高齢介護課発行）をご覧ください。三条市ホームページからダウンロードできます。

◆介護認定と介護保険サービス利用の流れ

